

予防接種に関する 審議会・検討会等について

予防接種に関する主な審議会・検討会等について

厚生労働省

厚生科学審議会感染症分科会

感染症部会

予防接種部会

ワクチン評価に関する小委員会

日本脳炎に関する小委員会

結核部会

疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会

予防接種後副反応報告・健康状況調査検討会

麻しん対策推進会議

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

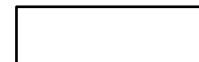
医薬品第二部会

医薬品等安全対策部会

副作用・感染等被害判定部会

ワクチン産業ビジョン推進委員会

インフルエンザワクチン需要検討会



…常設のもの



…それ以外のもの

国立感染症研究所

役割：サーベイランス、国家検定等

**医薬品医療機器
総合機構**

役割：承認審査関連業務、安全対策業務、健康被害救済業務

審議会・検討会等の設置の推移

審議会・検討会等名

H6 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22

◇公衆衛生審議会感染症部会予防接種問題小委員会



◇予防接種に関する検討会



◇厚生科学審議会感染症分科会
予防接種部会



◇疾病・障害認定審査会感染症・
予防接種審査分科会



◇予防接種後副反応報告・健康
状況調査検討会



◇麻しん対策推進会議



◇薬事・食品衛生審議会薬事分科会



◇ワクチン産業ビジョン推進委員会



◇インフルエンザワクチン需要検討会



公衆衛生審議会（現 厚生科学審議会）

目的

公衆衛生審議会感染症部会予防接種問題小委員会

予防接種のあり方について必要な検討を行うことを目的とする。

根拠

○公衆衛生審議会

厚生省設置法(昭和24年法律第151号)、公衆衛生審議会令(昭和5

3年政令第185号)

予防接種に関する検討会

目的

予防接種制度を取り巻く重要な課題について検討し、今後の予防接種制度の在り方について必要な検討を行うことを目的とする。

根拠

予防接種法の一部を改正する法律(平成13年法律第116号)附則第2条に規定する施行後5年を目途に検討を加える旨の規定を受けて、厚生労働省健康局長の私的検討会として設置

成果

平成17年3月 中間報告を取りまとめ

- 中間報告を踏まえ、麻しん及び風しんの2回接種制度の導入及び日本脳炎第3期接種の廃止に関する政令及び省令の一部改正を実施

平成18年3月 麻しん及び風しんの予防接種のあり方について審議

- 当該審議を踏まえ、経過措置(施行前に麻しん及び風しんの単抗原ワクチンを接種した者を第2期の対象としない)の削除並びに麻しん及び風しんの単抗原ワクチンを接種液として追加する政令及び省令の一部改正を実施

厚生科学審議会 感染症分科会

目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。

設置根拠

- 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)
- 厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)

厚生科学審議会感染症分科会

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議する

予防接種部会

予防接種に関する重要事項を調査審議する

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること

疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会

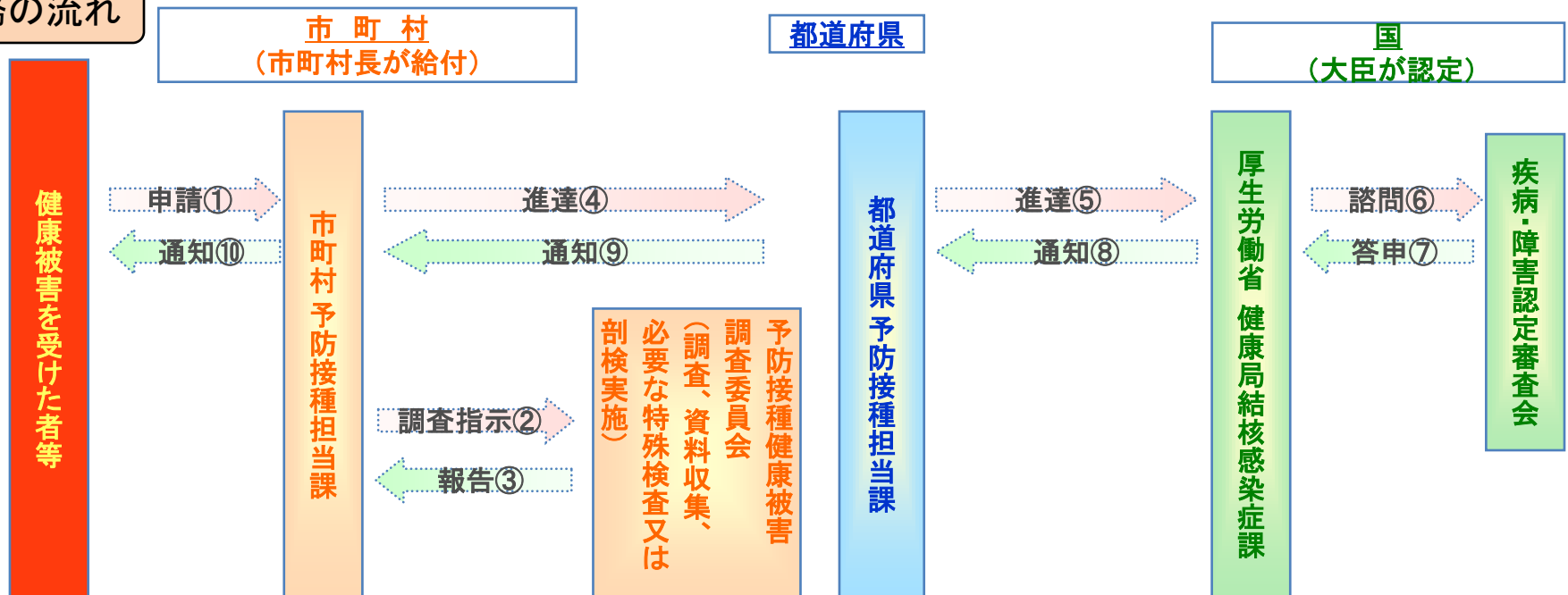
目的

予防接種法に基づき定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡と当該予防接種との間の因果関係の有無について、医学的・法律的な側面から審議を行う。

設置根拠

- 厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)
- 疾病・障害認定審査会令(平成12年政令第287号)

事務の流れ



予防接種後副反応・健康状況調査検討会

目的

予防接種後の被接種者の健康状況の変化についての情報を収集し広く国民に提供すること及び今後の予防接種行政の推進に資すること等を目的としている。

設置根拠

厚生労働省健康局長の私的検討会

成果

厚生労働省に報告された副反応報告や健康状況調査を検討会において評価し、報告書を作成、公表することにより、国民が正しい理解の下に予防接種を受けられることができるよう適正かつ最新の情報を広く国民及び医療機関等に提供する。

麻しん対策推進会議

目的

「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づく施策の評価・見直しに係る提言等を行う。

根拠

麻しんに関する特定予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号)

成果

1 接種の促進に関する通知

- (1) 個人通知の徹底、学校機関等との連携の強化、未接種者及び既罹患者の確認調査を行った上での積極的な勧奨(20年6月27日付け)
- (2) 夏休み期間を活用した接種の勧奨(21年7月15日付け)
- (3) 教育機関と連携した接種の勧奨(平成22年3月8日付け)

2 各種ガイドラインの策定

- (1) 学校における麻しん対策ガイドライン(平成20年3月)
- (2) 都道府県における麻しん対策ガイドライン(平成20年3月)
- (3) 医療機関での麻しん対応ガイドライン(平成20年1月感染症情報センター)
- (4) 麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン(平成20年1月感染症情報センター)

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会

目的

薬事法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法等の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

設置根拠

- 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)
- 薬事・食品衛生審議会令(平成12年政令第286号)

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

(ワクチンに関連するもののみ掲載)

医薬品第二部会

生物学的製剤等の承認等

医薬品等安全対策部会

医薬品の市販後の安全対策

副作用・感染等被害判定部会

医薬品の副作用等による被害の救済給付に関する医学薬学的判定

ワクチン産業ビジョン推進委員会

目的

ワクチン産業ビジョンに掲げられた事項の着実な推進に資するための情報交換・討議

根拠

ワクチン産業ビジョン(平成19年3月策定)推進のための厚生労働省医薬食品局長の私的検討会として設置

成果

1. ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ設置(平成19年10月)
ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ検討とりまとめ(平成20年3月)
2. 複数の研究機関による、ワクチン開発研究機関協議会発足(平成19年11月)
3. ワクチンメーカーと国内外大手企業との連携
(例:(学)北里研究所と第一三共(株)との連携【平成20年12月】、(財)化学及血清療法研究所とグラクソ・スミスクライン(株)との連携【平成21年9月】)
4. ワクチン産業ビジョン推進委員会混合ワクチン検討ワーキンググループ設置(平成21年2月)
5. 平成21年度新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
6. 感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインについて(平成22年5月27日付審査管理課長通知)

インフルエンザワクチン需要検討会

目的

次シーズンに向けて、インフルエンザワクチンの需要を予測すること

根拠

平成11年シーズン時の需要の急激な増加に伴う不足が起こった状況を踏まえ、次シーズンに向けて、インフルエンザワクチンの需要をよりの確に把握するための調査を行い、需要を予測するための医薬食品局長の私的検討会として設置

成果

1 毎年のインフルエンザワクチンの安定供給に関する通知

(1) インフルエンザワクチンの安定供給対策について(例年7月ごろ。昨年度は平成21年7月28日付け3課長通知)

(2) インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について(例年10月ごろ。昨年度は発出せず。)